

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第16号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 市設建築物（学校施設）の個別施設計画を核としたメンテナンスサイクルに関する事務

所管所属：教育委員会事務局

通知日：令和7年6月20日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>事故の再発防止について改善を求めたもの</p> <p>事故発生の原因究明や再発防止策の検討経過などを記録した資料整備や再発防止としての事故事例を参照したチェックリストの改訂などが行われていなかった。</p> <p>【指摘事項】</p> <p>1. 教育委員会事務局は、事故発生後の緊急点検、原因究明及び再発防止を適切に実施するため、事故調査委員会などの組織体制を構築すること。</p> <p>2. 教育委員会事務局は、事故事例を踏まえて点検時の注意点をチェックリストに盛り込むなど速やかに施設管理手引を改訂し、再発防止に向けて取り組むこと。</p>	<p>【1】 教育委員会事務局総務部施設整備課における事故対応に関する事務処理要領を定め、学校施設の老朽化等により事故が発生した際に必要となる緊急点検や原因究明、再発防止策の検討についての組織的な対応を明文化し、令和6年7月1日に運用を開始した。</p> <p>【2】 「学校施設管理の手引き」に点検チェックリストの様式及び最近の事故事例を掲載するとともに、重点チェック項目として様式記載例に追加するなど改訂を行い、令和6年3月29日に学校及び関係職員に周知した。</p>	<p>【1】 措置済</p> <p>【2】 措置済</p>	<p>【1】 令和6年7月1日</p> <p>【2】 令和6年3月29日</p>
3 (1)	<p>施設カルテの整備方法について改善を求めたもの</p> <p>施設カルテに基本情報や工事履歴などのデータが適切に入力されていないなかった。</p> <p>【指摘事項】</p> <p>1. 教育委員会事務局は、施設カルテに入力する情報やその手順などの整備マニュアルを定めるとともに、研修等により関係職員に周知徹底すること。</p> <p>2. 教育委員会事務局は、施設カルテの入力結果を確認する仕組みを構築すること。</p>	<p>【1】 施設カルテへの入力情報や手順等を記載した学校施設カルテ登録向け手順マニュアルを令和7年3月28日に策定し、関係職員がマニュアルについて各自学習し、随時確認できるよう同日に関係職員に周知メールを送付した。また、令和7年4月22日に開催した定例会において、本マニュアルについて施設カルテ入力役割分担を共有した。 今後も新規担当者及び、システム更新など登録手順の変更が生じた場合に施設カルテの登録について同様に周知を徹底する。</p> <p>【2】 入力結果確認の時期について、各担当の職員が毎年12月までに入力を完了させ、入力済みの施設カルテをPDFファイルとして保管し、その後1～3月の間に係長級以上の職員で確認することとした。入力及び入力結果確認のスケジュールについては、令和7年5月16日の定例会において関係職員に問題がない旨確認を取った上で上記マニュアルに記載し、令和7年5月26日に決裁を完了した。今後も施設カルテの入力について月に1度の定例会の中で定期的に声掛けを行う。</p>	<p>【1】 措置済</p> <p>【2】 措置済</p>	<p>【1】 令和7年4月22日</p> <p>【2】 令和7年5月26日</p>

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	<p>基本計画どおりに改築等が実施できない施設の整備方針について改善を求めたもの</p> <p>基本計画どおりに改築等が実施できていない校舎について、校舎の維持管理や改修等の対応方針が策定されていなかった。</p> <p>【指摘事項】 教育委員会事務局は、基本計画どおりに改築等が実施できていない校舎について、維持管理や改修等の対応方針を策定すること。</p>	<p>基本計画どおりに改築等が実施できていない適正配置対象校等の校舎について、他の学校と同様に点検や維持管理を実施すること等を記載した対応方針を策定し、令和6年9月2日に関係職員に共有した。</p>	措置済	令和6年9月2日